

決算

平成27年度における厚真町の一般会計と特別会計の決算が、昨年12月に行われた平成28年第4回定例議会で認定されました。みなさんに納めていただいた税金や、国や道などから町に入ったお金が1年間どのように使われているかをお知らせします。

問い合わせ 会計室 (☎27-2434)

※端数処理のため、各項目と合計は一致しない場合があります。

特別会計の決算

特別会計は、特定の事業を行う場合、その特定の収入(保険料や使用料など)をもってその支出に充てるために、一般会計と別の会計になっています。
本町には6つの特別会計があり、どの会計も歳出が歳入を上回ることはありませんでした。

会計名	歳入	歳出	差し引き
国民健康保険	8億454万円	7億9,221万円	1,232万円
後期高齢者医療	7,707万円	7,434万円	273万円
介護保険	4億7,173万円	4億5,934万円	1,239万円
介護サービス	3,022万円	3,022万円	0
簡易水道	13億3,687万円	13億1,250万円	2,437万円
公共下水道	1億8,974万円	1億8,042万円	922万円
計	29億1,016万円	28億4,904万円	6,113万円

健全化判断比率と資金不足比率の公表

自治体の財政破たんを未然に防ぐとともに、悪化した団体に対して早期に健全化を促すことを目的とした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)により、地方公共団体は毎年度、財政に関する指標である「健全化判断比率」と「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受けた上で、議会に報告するとともに、地域住民に公表することが義務付けられています。
平成27年度の決算に基づいて算定された厚真町の健全化判断比率・資金不足比率は表のとおりで、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っています。

資金不足比率

この比率は、公営事業で資金不足割合から経営状況の深刻度をみます。
本町では、2つの特別会計が公営事業にあたりますが、2つの会計とも資金不足が生じていないため「-」で表示しています。

	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	-	20%
公共下水道事業特別会計	-	

健全化判断比率

本町の健全化判断比率は次のとおりで、健全化判断基準を超える比率はありません。
「-」は、実質赤字額・連結赤字額がない(黒字であることを示しています)。

指標	厚真町	早期健全化比率	財政再生基準
(1)実質赤字比率	-	15.0%	20.0%
(2)連結実質赤字比率	-	20.0%	30.0%
(3)実質公債費比率	13.0%	25.0%	35.0%
(4)将来負担比率	-	350.0%	

【用語の説明】

- 普通会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率
- 全ての会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率
- 借金の返済額等の大きさから資金繰りの危険度をみる比率
- 町が抱える負債の残高から将来財政への圧迫度をみる比率

平成27年度 主な事業

子育て支援住宅建設事業
1億1,556万円
(地域優良賃貸住宅整備事業補助金活用)

認定こども園整備事業
5億9,349万円

児童会館整備事業
2億7,488万円
(森林整備加速化・林業再生事業補助金活用)

町民スケートリンク整備事業
4,204万円
(森林整備加速化・林業再生事業補助金活用)



一般会計の決算

一般会計は、町の財政の基本を示す家計簿といえるもので、税金などの収入を示す「歳入」と、その使い道を示す「歳出」の2つから成り立っています。

